

# 新橋市民の森愛護会便り

第 12 号  
H28 年 2 月発行  
新橋市民の森  
愛護会・原弥  
生台自治会

2月7日(日)の愛護会活動は、新橋自然観察クラブの今年度最後の活動です。終了後は市民の森の冬の観察が予定されています。

1月10日の愛護会清掃活動は、開始の前に「新橋市民の森愛護会活動要領 2015.12.5」を配付し、現地で要領内容が説明された後、清掃活動を始めました。今回は除草作業がなく清掃を終えた後、全員で湿地周辺及び樹林地区を巡回して広場に戻り解散しました。

昨12月に原弥生台自治会の準会員(新橋の森愛護会会員)となった市民の森隣接の妙本寺弥生の杜墓苑で、檀家の方々による清掃が実施され、墓苑外周辺の通路及びせせらぎ側道も清掃されました。

昨年6月に申請した道具の貸出が平成27年12月8日に承認され、新橋市民の森愛護会に、道具の貸出に関する承認通知書(環創環セ512号)とともに、下記の道具が届けられました。泉土木事務所の公園用具と管理が一部異なりますので以下の点にご留意ください。

## 記

### 1. 貸し出し道具などの一覧

道具	数	道具	数
帽子	10	刈込バサミ	10
腕章	10	剪定バサミ	10
ポイズンリムーバー	3	砥石	3
救急セット	3	錆止め	3
カマ	10	てみ	10
枝打用ノコギリ	10	皮手袋	10

2. 貸し出す道具は、森づくりボランティアの森づくり活動に使用し、その他の目的には使用しないでください。また、横浜市森づくりボランティア団体育成・支援要綱に基づく活動支援承認の期間が終了した場合は、速やかに道具を環境創造局環境活動支援センターに返却してください。

3. 環境創造局環境活動支援センターから道具の在庫数等に関して報告を求める場合がありますので、適正な管理をお願いします。 4. 道具の使用に当たっては、安全に十分留意してください。

担当;環境創造局環境活動支援センター 045-711-0635